

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、観音寺市大野原町紀伊土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（ため池護岸改修事業）瀬戸池地区）を行うことについて平成31年4月3日適当と決定した。

その関係書類を観音寺市経済部農林水産課において平成31年4月22日から同年5月13日まで縦覧に供する。

平成31年4月16日

香川県知事 浜 田 恵 造